

○財務省告示第五百二十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十五年七月二十二日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十五年七月十八日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠の法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位
利付国庫債券（十年）（第二百五十一回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十五年法律第四号）における公債の発行の特例に 関する法律（平成十五年法律第十 八号）第二条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。その規定の適用を受 けるものとし、その振替機関は日 本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の 取扱い及び取得による発行	額面金額で二百億円	うち、財政法第四條第一項の規定 に基づき発行する利付国債につ いは、額面金額で十九億八千三百 九十万円、平成十五年度における 公債の発行の特例に関する法律第 二條第一項の規定に基づき発行す る利付国債について、額面金額 で百八十億八千万円	五百九十八億八千万円	振替法の規定による振替口座簿の 記載又は記録は、最低額面金額の

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二期以後の利子	毎年六月二十日及び十二月二十日を以て、その日以前六月間に属する
十五	償還期限	平成二十五年六月二十日
十六	償還金額	額面金額百円につき百円
十七	元金支	日本銀行
十八	払集場所	平成十五年七月七日から平成十五年七月十五日まで
十九	払込期日	平成十五年七月二十二日